契約書

支出負担行為担当官内閣府大臣官房会計担当参事官　岩崎達哉（以下「甲」という。）は、有限会社スリード代表取締役　谷韶貢（以下「乙」という。）との間に折込チラシ（フライヤー）による政府広報の実施について下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第１条　本契約の目的は次のとおりとする。

1　名称　　　折込チラシ（フライヤー）による政府広報の実施

2　配布部数　別表のとおり

3　契約金額　金156,144,592円也（うち消費税及び地方消費税額7,435,457円）

4　契約期間　平成16年12月28日から平成17年2月6日まで

（契約保証金）

第２条　契約保証金の納付は免除する。

（掲載の内容）

第３条　本契約の広告内容は、「郵政民営化」とする。

（債権譲渡の禁止）

第４条　乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第 350号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（履行義務）

第５条　乙は、政府広報室長の指示に従い、本契約の実施内容等について業務の遂行に支障のないよう適正に履行するものとする。

（誤びゅう訂正）

第６条　乙は、広告の実施について重大な過失又は誤びゅうのあったときは、直ちに乙の負担により広告の取り消し又はその訂正をしなければならない。

（検　査）

第７条　乙は、広告を実施したときは、甲又は甲の指定する職員の会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第２項の規定に基づく検査を受けなければならない。

（代金の請求）

第８条　乙は、前条の検査を完了したのち、支出官に請求するものとする。

2　支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第９条　支出官は、前条２項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払時期到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利３．６％を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（違約金）

第10条　甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収し本契約を解除することができるものとする。

（契約の解除）

第11条　天災地変等やむを得ない事由により甲乙いずれか一方がこの契約の解除を申し出たときは、契約期間中であっても解約することができる。

（紛争の解決）

第12条　本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記してない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（補則）

本契約を証するため本書２通を作成し、当事者が記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１６年１２月２８日

甲　東京都千代田区永田町１－６－１
支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
岩崎達哉

乙　東京都千代田区神田神保町１－２２
有限会社リード
代表取締役　谷詔真

別表

都道府県名	中央紙	折込部数	地方紙	折込部数	地方紙	折込部数	合計部数
北海道			北海道 室蘭民報 十勝毎日	844,470 34,500 89,660	千歳民報 苫小牧民報 釧路	11,750 44,056 48,090	1,072,526
青森県			東奥日報	181,130	デーリー東北	103,240	284,370
岩手県			岩手日報 胆江日日	184,500 21,120	岩手日日 東海	28,030 9,150	242,800
宮城県			河北新報 石巻日日	273,100 15,000	大崎タイムス 三陸新報	6,650 20,070	314,820
秋田県			魁新報	174,060	北鹿	26,450	200,510
山形県			山形新聞	173,100			173,100
福島県			福島民報	244,600	福島民友	162,300	406,900
茨城県	読売新聞	396,900					396,900
栃木県			下野	227,900			227,900
群馬県			上毛	232,500	合売	121,850	354,350
埼玉県	読売新聞	923,600					923,600
千葉県	読売新聞	739,900					739,900
東京都							0
神奈川県	読売新聞	513,450					513,450
新潟県			新潟日報	433,250			433,250
山梨県			山梨日日	197,300			197,300
富山県			北日本	162,080			162,080
石川県			北国	158,250			158,250
福井県			福井	127,750			127,750
長野県			信濃毎日・合売	445,500	長野日報	29,050	474,550
静岡県			静岡・合売	960,200			960,200
岐阜県			中日	401,300			401,300
愛知県			中日	1,216,400			1,216,400
三重県			中日 南紀新報	384,150 9,200	吉野熊野	8,600	401,950
滋賀県	読売新聞	105,900					105,900
京都府			京都	165,550			165,550
大阪府							0
兵庫県			神戸	391,000			391,000
奈良県	読売新聞	104,950					104,950
和歌山県	読売新聞	77,500					77,500
鳥取県			日本海	117,440			117,440

島根県			山陰中央新報	134, 140			134, 140
岡山県			山陽	331, 150			331, 150
広島県			中国	381, 100			381, 100
山口県	読売新聞	194, 240					194, 240
徳島県			徳島	166, 580			166, 580
香川県			四国	130, 450			130, 450
愛媛県	朝日新聞 毎日新聞 読売新聞	55, 830 33, 540 62, 290					151, 660
高知県	朝日新聞 毎日新聞 読売新聞	6, 230 2, 880 8, 100					17, 210
福岡県	読売新聞	32, 230	西日本	356, 430			388, 660
佐賀県			佐賀	106, 510			106, 510
長崎県	朝日新聞 毎日新聞 読売新聞	40, 100 30, 900 56, 550	西日本	58, 740			186, 290
熊本県			熊本日日	109, 900	合売	119, 040	228, 940
大分県			大分合同	100, 740	合売	47, 250	147, 990
宮崎県			宮崎日々	162, 395			162, 395
鹿児島県	朝日新聞 毎日新聞 読売新聞	21, 700 12, 290 25, 290	大島	10, 260	西日本	2, 315	71, 855
沖縄県			琉球新報 八重山日報 宮古毎日	146, 675 9, 173 16, 403	沖縄タイムス 八重山毎日 宮古新報	149, 065 14, 014 14, 073	349, 403
合計							14, 495, 069

変　更　契　約　書

支出負担行為担当官内閣府大臣官房会計担当参事官　岩崎達哉（以下「甲」という。）と有限会社スリード代表取締役　谷詔貢（以下「乙」という。）と平成１６年１２月２８日付けをもって締結した折込チラシ（フライヤー）の政府広報実施契約書（以下「原契約書」という。）の契約内容を平成１７年２月２日以降下記のとおり一部変更する。

記

１．原契約書第１条

４　契約期間　平成１６年１２月２８日から平成１７年２月６日まで

を、

４　契約期間　平成１６年１２月２８日から平成１７年２月２１日まで

に変更する。

２．その他については、原契約書のとおりとする。

上記契約変更を証するため本書２通を作成し、当事者が記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１７年２月２日

甲　東京都千代田区永田町１－６－１
支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
岩　崎　達　哉

乙　東京都千代田区神田神保町１－２２
有限会社スリード
代表取締役　谷　詔